

# 金融商品取引法施行令に係るパブリックコメント回答集 (注)

## 改訂履歴

改訂年月日	改訂事由（主な関係条文）
H25. 8. 21	空売り規制の見直しに係る改正に伴う策定（26条の4、26条の5）

（注）本回答集は、平成 25 年 8 月 21 日以降に公表する金融商品取引法施行令に係るパブリックコメントへの回答中、個別性が低いと考えられる項目を集約したものです。今後、状況の変化等を踏まえ、必要に応じて修正・追加等を行っていく予定です。

## 凡 例

本回答集においては、次の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
空売り規制の総合的な見直しについて（案）	空売り見直し（案）

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
○金商法施行令第 26 条の 4 全般関係		
1	例えば誤発注により一時的かつ急激に株価が下落したような場合は、取引所（又はPTS運営者）の判断で価格規制を適用しない余地を設けるべきである。[平成 25 年 4 月 30 日公表案に係るコメント]	金商法施行令第 26 条の第 1 項各号に掲げる「…（略）…当該空売りに係る有価証券の売買価格のうち…（略）…価格以下のものがあるとき」とはいえないにもかかわらず、誤って価格規制が適用されていることが客観的に明らかであることが判明した場合に、実務上可能な範囲で、金融商品取引所や私設取引システムを運営する金融商品取引業者が当該規制の適用を解除することは差し支えないものと考えられます。[平成 25 年 8 月 21 日回答]
2	従前の「空売りの直近」という表現が、「空売り前の直近に」と変更され、「前」が加わっているが、条文の意味内容に変更はないとの理解でよいか。[平成 25 年 4 月 30 日公表案に係るコメント]	ご理解のとおりです。[平成 25 年 8 月 21 日回答]
○金商法施行令第 26 条の 4 第 1 項関係		
1	「当該金融商品取引所が公表した・・・売買価格」および「主たる市場を開設する金融商品取引所が公表した・・・売買価格」には、売買立会によらない取引における売買価格が含まれないことを確認したい。[平成 25 年 4 月 30 日公表案に係るコメント]	ご理解のとおりです。[平成 25 年 8 月 21 日回答]
○金商法施行令第 26 条の 4 第 6 項関係		
1	「直近公表価格」は、PTSの場合、PTSが公表した価格となるのかどうか、不明ではないか。同条第 6 項において、「金融商品取引所」の読み替えが「金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会」のみとなっているため、PTSへの読み替えも必要となると思われる。[平成 25 年 4 月 30 日公表案に係るコメント]	金商法施行令第 26 条の 4 第 6 項で準用される同条 1 項本文の「直近公表価格」を公表する「金融商品取引所」は、「法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者」と当然に読み替えられます。[平成 25 年 8 月 21 日回答]
○金商法施行令第 26 条の 5 全般関係		
1	デリバティブ取引のショート・ポジションが報告・公表対象に含まれないことを確認したい。	ご理解のとおりです。[平成 25 年 8 月 21 日回答]

	[平成 25 年 4 月 30 日公表案に係るコメント]	
○金商法施行令第 26 条の 5 第 6 項関係		
1	店頭売買有価証券の空売りについて規定されているが、PTSでの空売りに係る残高情報の報告については、どの条文が根拠となるのか。 [平成25年4月30日公表案に係るコメント]	金融商品取引所に上場されている有価証券の空売りについては、金商法施行令第 26 条の 5 第 1 項から第 5 項までが適用され、店頭売買有価証券の空売りについては、同第 6 項により準用される同第 1 項から第 5 項までが適用されることとなります。[平成 25 年 8 月 21 日回答]